

令和8年度心豊かなながまちづくり推進事業について(任意団体用)

R8.6.2/本部町総務課

この補助金は、町民の心を豊かにするために、行政区または地域団体が地域住民と一体となって実施する事業に対し、その経費の全部または一部を補助します。

補助金は、**地域団体の場合1地域団体で20万円以内**となっています。ただし、人件費や個人及び団体の資産形成、食糧費、建設費等は補助対象外です。

-----< 手続きの流れ (団体＝地域団体) >-----

①【団体→町】事業計画（承認申請書、事業計画書）の提出
締切：令和8年6月30日 提出先：本部町役場 総務課（持参に限る）
※上記様式の他に任意で添付できる資料はA4用紙片面印刷で4枚まで。



②（町→団体）事業計画の承認通知（令和8年7月中）
※事業計画については審査をしますので、必ず承認されるとは限りません。
※発表は本部町ホームページで行います。個別連絡はいたしません。



③【団体→町】補助金交付申請書（様式第3号）提出



④（町→団体）補助金等交付決定通知



★団体による事業の実施★

※事業は令和9年2月28日までに完了すること。
※補助金の交付は完了後のため、事業費については一時的に立替が必要。



⑤【団体→町】実績報告書（様式第5号）の提出
※実績報告書には、A4用紙片面印刷で①地域住民への案内（通知）文書、
②事業収支内訳書（任意様式）、③領収書の写し、④写真も添付すること。



⑥（町→団体）補助事業等確定通知



⑦【団体→町】補助金請求（任意様式）
※請求書は、①請求理由、②請求金額、③支払先の金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義（ふりがな）を必ず記載すること。



⑧（町→団体）補助金の交付（振込）